

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和4年1月26日(2022.1.26)

【国際公開番号】WO2019/143755
 【公表番号】特表2021-511147(P2021-511147A)
 【公表日】令和3年5月6日(2021.5.6)
 【出願番号】特願2020-540281(P2020-540281)
 【国際特許分類】
 A 6 1 B 1 7 / 1 2 (2 0 0 6 . 0 1)
 【 F I 】
 A 6 1 B 1 7 / 1 2

10

【手続補正書】
 【提出日】令和4年1月13日(2022.1.13)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】
 【請求項1】

血管内の動脈瘤を治療するための装置であって、前記装置は、
プッシュワイヤ上に着脱可能に配置された閉塞要素であって、前記閉塞要素は、動脈瘤
の首部分を覆うためのカバーから成り、前記カバーは、カテーテルの遠位端の外に前進さ
れるときに、前記カテーテルの内腔内の圧縮された構成から拡張された構成に拡張するよ
うに構成され、前記カバーは、前記カバーの内層の内面が凹面を備えるように、外層の中
に折り込まれた内層を備える二重層メッシュを備え、前記カバーは、前記動脈瘤の首部分
に隣接する前記動脈瘤の内面に接するように座位し、前記動脈瘤の首部をカバーするよ
うに構成される、閉塞要素
を備える、装置。

30

【請求項2】

前記二重層メッシュは、メッシュ球体から形成される、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記二重層メッシュは、複数のワイヤまたはファイバーを備える、請求項1または2の
どちらか一項に記載の装置。

【請求項4】

前記ワイヤまたはファイバーは共に織られる、請求項3に記載の装置。

【請求項5】

前記カバーは、前記カテーテルから展開されるときには既に二重層構成にあるように構
成される、請求項1～4の何れか一項に記載の装置。

40

【請求項6】

前記カバーは、前記拡張された構成に向かって付勢される、請求項1～5の何れか一項
に記載の装置。

【請求項7】

前記カバーは、100ミクロン未満の厚さを有する、請求項1～6の何れか一項に記載
の装置。

【請求項8】

その拡張された構成にあるカバーは、6対5と2対1との間の比率だけ前記動脈瘤の首
部の直径よりも大きいように構成されるカバー直径を有する、請求項1～7の何れか一項

50

に記載の装置。

【請求項 9】

前記閉塞要素は、内皮化を促進するように構成される、請求項 1 ~ 8 の何れか一項に記載の装置。

【請求項 10】

前記閉塞要素は、生分解性または生体吸収性であるように構成される、請求項 1 ~ 9 の何れか一項に記載の装置。

【請求項 11】

前記二重層メッシュは、密度の高いマイクロメッシュを備える、請求項 1 ~ 10 の何れか一項に記載の装置。

10

【請求項 12】

前記閉塞要素は、前記ブッシュワイヤから電氣的に着脱可能である、請求項 1 ~ 11 の何れか一項に記載の装置。

【請求項 13】

前記閉塞要素は、前記ブッシュワイヤから機械的に着脱可能である、請求項 1 ~ 11 の何れか一項に記載の装置。

【請求項 14】

前記閉塞要素は、前記ブッシュワイヤから外されるように構成される、請求項 1 ~ 11 の何れか一項に記載の装置。

【請求項 15】

前記カバーは金属を備える、請求項 1 ~ 14 の何れか一項に記載の装置。

20

30

40

50